

(一社) 春日部労働基準協会

無 災 害 特 別 表 彰 内 規

第1条 会員事業所（以下「事業所」という。）において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害表彰を授与する。

第2条 この内規は、春日部労働基準監督署管内における労働基準法の適用事業場であつて、次の各号に掲げる業種に属する事業所に適用する。

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 運輸交通業
- (4) 貨物取扱業
- (5) 電気・ガス・熱供給及び水道業
- (6) 自動車整備業及び機械修理業
- (7) 旅館業
- (8) ゴルフ場業
- (9) 清掃業
- (10) ビルメンテナンス業

第3条 無災害記録は第1種から第5種までの5段階とする。

- 2 第1種から第5種までの無災害記録の時間数は、事業所に属する労働者数に応じ下表のとおりとする。

第4条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供される交通機関を利用中に発生したものを除く。）が発生した翌日（以下「起算日」という。）から、次に業務上の災害が発生した日の前日（以下「終了日」という。）までの期間における実労働時間で表す。

- 2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であつて身体障害を伴うものとする。
- 3 無災害記録時間数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業所に属するすべての労働者について行うものとする。

第5条 無災害表彰の授与は、事業所からの申請により、一般社団法人春日部労働基準協会会長が行う。

- 2 事業所は、次の各号に掲げるいずれの方法でも無災害表彰の申請を行うことができる。
 - 1) 起算日から終了日までを無災害の期間とし、終了日以降、当該期間を一括して申請する。
 - 2) 各年の3月31日を経過した時点において無災害が継続しており、起算日から当該3月31日までの期間における実労働時間が、下表に掲げる無災害記録時間数を上回った場合に、同日をもって無災害記録を達成したのものとして申請する。
 - 3) 事業所が特に必要と認める任意の日において無災害が継続しており、起算日から当該任意の日までの期間における実労働時間が、下表に掲げる無災害記録時間数を

上回った場合に、同日をもって無災害記録を達成したものとして申請する。

3 無災害表彰の申請は、第1種から第5種までの各段階について、各々することができる。ただし、同一段階について重複してすることはできない。

4 無災害表彰の授与は、前項第2号の申請については、当該年の年間無災害表彰に併せて行う。また、前項第1号及び3号の申請については、随時行うものとする。

5 第2項の申請は様式1「無災害特別表彰申請書」により行うものとする。

6 無災害表彰の表彰状は様式2「無災害特別表彰状」によることとする。

第6条 この内規は、平成18年11月20日から適用する。

一般社団法人春日部労働基準協会 無災害特別表彰 無災害記録時間表

事業所に属する 労働者数	無災害記録時間数 (期間中の延実労働時間数)				
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
1 ～ 9人	40,000	60,000	90,000	130,000	200,000
10 ～ 19人	80,000	120,000	180,000	270,000	400,000
20 ～ 29人	130,000	190,000	290,000	430,000	650,000
30 ～ 49人	220,000	330,000	490,000	740,000	1,110,000
50 ～ 99人	380,000	570,000	850,000	1,280,000	1,920,000
100～199人	900,000	1,350,000	2,020,000	3,030,000	4,550,000
200～399人	1,500,000	2,250,000	3,370,000	5,060,000	7,590,000
400～599人	2,000,000	3,000,000	4,500,000	6,750,000	10,120,000
600人以上	2,900,000	4,350,000	6,520,000	9,780,000	14,680,000

注1) 第2種は第1種の5割増、第3種は第2種の5割増、第4種は第3種の5割増、第5種は第4種の5割増としている。

注2) 第2種から第5種までの無災害記録時間の算出に当たっては、下位の記録時間の切捨て・切り上げは行っていない。

注3) 第2種から第5種までの無災害記録時間は、注1及び注2による算出した結果の1万時間未満を切り捨てたものとしている。